

国立環境研究所施設費補助

平成24年度補正予算額 1,484百万円
(交付先:(独)国立環境研究所 補助率:定額)

1. 地下水汚染の未然防止のため、平成24年6月1日に水質汚濁防止法の一部を改正する法律が施行(以下「改正水濁法」という)。これにより、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、構造に関する基準の遵守及び定期点検が義務づけられた。
2. 国立環境研究所は設立後30年以上経過した施設が数多く、改正水濁法に基づく点検ができるような構造になっていないため、改正水濁法を遵守するための改修工事を行うもの。

建物の外観(一例)



配管は埋設されており点検把握はマンホールからの目視のみ



配管の内部の様子



既存の埋設された配管は、実験廃水の漏洩を発見することが困難

容易に配管の目視点検ができる構造にするとともに、漏洩のおそれの実験廃水管の改修工事を実施

漏洩による地下水汚染を未然に防止。